

令和2年2月26日

令和2年第1回
恵那市議会定例会議案



恵那市民憲章

わたくしたち恵那市民は

- 一 仕事にはげみ 豊かなまちをつくりましょう
- 一 自然を愛し 美しいまちをつくりましょう
- 一 教養をたかめ 文化のまちをつくりましょう
- 一 きまりを守り 住みよいまちをつくりましょう
- 一 お互いに助け合い 明るいまちをつくりましょう

目 次

議第 1 号	会計年度任用職員制度の導入に伴う関係条例の整備に関する 条例の制定について	5
議第 2 号	恵那市議会議員及び恵那市長の選挙におけるビラの作成の公 営に関する条例の制定について	9
議第 3 号	恵那市行政組織条例の一部改正について	13
議第 4 号	恵那市職員定数条例の一部改正について	15
議第 5 号	恵那市役所振興事務所等設置条例の一部改正について	17
議第 6 号	恵那市手数料条例の一部改正について	23
議第 7 号	恵那市印鑑条例の一部改正について	25
議第 8 号	恵那市国民健康保険条例の一部改正について	27
議第 9 号	恵那市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準 を定める条例の一部改正について	29
議第 10 号	恵那市介護保険条例の一部改正について	31
議第 11 号	恵那市企業等立地促進条例の一部改正について	33
議第 12 号	恵那市営住宅条例の一部改正について	37
議第 13 号	恵那市一般住宅条例の一部改正について	39
議第 14 号	恵那市消防関係手数料徴収条例の一部改正について	41
議第 15 号	恵那市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に 関する基準を定める条例の一部改正について	43
議第 16 号	恵那市市民農園条例の廃止について	55
議第 17 号	字の区域の変更について	57
議第 18 号	指定管理者の指定について	61
議第 19 号	指定管理者の指定について	63
議第 20 号	指定管理者の指定について	65
議第 21 号	財産の無償譲渡について	67
議第 22 号	多治見市と恵那市との間の証明書の交付等に係る事務委託に 関する規約の変更について	69
議第 23 号	中津川市と恵那市との間の証明書の交付等に係る事務委託に 関する規約の変更について	71
議第 24 号	瑞浪市と恵那市との間の証明書の交付等に係る事務委託に関	

	する規約の変更について	73
議第25号	恵那市と土岐市との間の証明書の交付等に係る事務委託に関する規約の変更について	75
議第26号	土岐川防災ダム一部事務組合理約の変更について	77
議第27号	人権擁護委員の候補者の推薦について	79
議第28号	人権擁護委員の候補者の推薦について	81
議第29号	人権擁護委員の候補者の推薦について	83
議第30号	人権擁護委員の候補者の推薦について	85
議第31号	令和元年度恵那市一般会計補正予算	別冊
議第32号	令和元年度恵那市国民健康保険事業特別会計補正予算	別冊
議第33号	令和元年度恵那市介護保険事業特別会計補正予算	別冊
議第34号	令和元年度恵那市後期高齢者医療特別会計補正予算	別冊
議第35号	令和元年度恵那市水道事業会計補正予算	別冊
議第36号	令和元年度恵那市病院事業会計補正予算	別冊
議第37号	令和元年度恵那市国民健康保険診療所事業会計補正予算	別冊
議第38号	令和2年度恵那市一般会計予算	別冊
議第39号	令和2年度恵那市国民健康保険事業特別会計予算	別冊
議第40号	令和2年度恵那市介護保険事業特別会計予算	別冊
議第41号	令和2年度恵那市遠山財産区特別会計予算	別冊
議第42号	令和2年度恵那市上財産区特別会計予算	別冊
議第43号	令和2年度恵那市後期高齢者医療特別会計予算	別冊
議第44号	令和2年度恵那市水道事業会計予算	別冊
議第45号	令和2年度恵那市下水道事業会計予算	別冊
議第46号	令和2年度恵那市病院事業会計予算	別冊
議第47号	令和2年度恵那市国民健康保険診療所事業会計予算	別冊

議第 1 号

会計年度任用職員制度の導入に伴う関係条例の整備に関する条例の
制定について

会計年度任用職員制度の導入に伴う関係条例の整備に関する条例を次のとおり定める。

令和2年2月26日提出

恵那市長 小坂 喬峰

(提案理由)

地方公務員法の改正による会計年度任用職員制度の導入に伴い、関係条例中の条文の整備を行うなど所要の改正をするため、条例8本を一つの整備条例として、この条例を定める。

会計年度任用職員制度の導入に伴う関係条例の整備に関する条例

(恵那市職員の分限に関する条例の一部改正)

第1条 恵那市職員の分限に関する条例（平成16年恵那市条例第23号）の一部を次のように改正する。

第3条に次の1項を加える。

- 4 法第22条の2第1項第1号に規定する会計年度任用職員に対する第1項の規定の適用については、同項中「3年を超えない範囲内」とあるのは、「法第22条の2第1項及び第2項の規定に基づき任命権者が定める任期の範囲内」とする。

(恵那市職員の懲戒の手續及び効果に関する条例の一部改正)

第2条 恵那市職員の懲戒の手續及び効果に関する条例（平成16年恵那市条例第24号）の一部を次のように改正する。

第4条中「期間給料」の次に「(法第22条の2第1項第1号に規定する会計年度任用職員は、これらに相当する報酬の額とする。)」を加える。

(恵那市職員の服務の宣誓に関する条例の一部改正)

第3条 恵那市職員の服務の宣誓に関する条例（平成16年恵那市条例第25号）の一部を次のように改正する。

第2条に次の1項を加える。

- 2 地方公務員法第22条の2第1項第1号に規定する会計年度任用職員の服務の宣誓については、前項の規定にかかわらず、任命権者は、別段の定めをすることができる。

(恵那市の公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部改正)

第4条 恵那市の公益的法人等への職員の派遣等に関する条例（平成16年恵那市条例第30号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項中第1号を削り、第2号を第1号とし、同項第3号中「第22条第1項」を「第22条」に改め、同号を同項第2号とし、同項中第4号を第3号とし、第5号を第4号とする。

第10条中第1号を削り、第2号を第1号とし、同条第3号中「第22条第1項」を「第22条」に改め、同号を同条第2号とし、同条中第4号を第3号とし、第5号を第4号とする。

(恵那市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正)

第5条 恵那市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例（平成17年恵那市条例第47号）の一部を次のように改正する。

第3条中「臨時的に任用された職員及び」を削る。

（恵那市定年前に退職する意思を有する職員の募集等に関する条例の一部改正）

第6条 恵那市定年前に退職する意思を有する職員の募集等に関する条例（平成26年恵那市条例第1号）の一部を次のように改正する。

第2条第9項第2号を次のように改める。

（2） 非常勤職員

（恵那市職員の配偶者同行休業に関する条例の一部改正）

第7条 恵那市職員の配偶者同行休業に関する条例（平成29年恵那市条例第1号）の一部を次のように改正する。

第9条の見出し中「及び臨時的任用」を削り、同条第1項中「次の各号に掲げる任用のいずれか」を「申請期間を任用の期間（以下この条において「任期」という。）の限度として行う任期を定めた採用」に改め、同項後段及び同項各号を削る。

（恵那市一般職非常勤職員等の任用、勤務条件等に関する条例の廃止）

第8条 恵那市一般職非常勤職員等の任用、勤務条件等に関する条例（平成27年恵那市条例第1号）は、廃止する。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

議第 2号

恵那市議会議員及び恵那市長の選挙におけるビラの作成の公営に関する条例の制定について

恵那市議会議員及び恵那市長の選挙におけるビラの作成の公営に関する条例を次のとおり定める。

令和2年2月26日提出

恵那市長 小坂 喬峰

(提案理由)

公職選挙法の一部改正に伴い、恵那市議会議員及び恵那市長の選挙における選挙運動用ビラの作成の公営について定めるため、この条例を定める。

恵那市議会議員及び恵那市長の選挙におけるビラの作成の公営に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、公職選挙法（昭和25年法律第100号。以下「法」という。）

第142条第11項の規定に基づき、恵那市議会議員及び恵那市長の選挙における同条第1項第6号のビラ（以下「ビラ」という。）の作成の公営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(ビラの作成の公営)

第2条 恵那市議会議員及び恵那市長の選挙における候補者（以下「候補者」という。）は、当該選挙につき、候補者1人について、7円51銭にビラの作成枚数（当該作成枚数が、法第142条第1項第6号に規定する枚数を超える場合には、同号に規定する枚数）を乗じて得た金額の範囲内で、ビラを無料で作成することができる。ただし、当該候補者に係る供託物が法第93条第1項（同条第2項において準用する場合を含む。）の規定により恵那市（以下「市」という。）に帰属することとならない場合に限る。

(ビラの作成の契約締結の届出)

第3条 前条の規定の適用を受けようとする者は、ビラの作成を業とする者（以下「ビラ作成業者」という。）との間においてビラの作成に関し有償契約を締結し、恵那市選挙管理委員会（以下「委員会」という。）が定めるところにより、その旨を委員会に届け出なければならない。

(ビラの作成の公費負担額等)

第4条 第2条の規定によりビラを作成する場合の公費負担額は、候補者（前条の規定による届出をした者に限る。）が前条の契約に基づき当該契約の相手方であるビラ作成業者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成されたビラの種類ごとの1枚当たりの作成単価（当該作成単価が7円51銭を超えるときは、7円51銭）に当該ビラの種類ごとの作成枚数（当該候補者を通じて、当該選挙における法第142条第1項第6号に規定する枚数の範囲内のものであることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。）を乗じて得た金額の合計額とする。

2 市は、第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ビラ作成業者からの請求に基づき、前項に規定するビラの作成の公費負担額を当該ビラ

作成業者に対し支払う。

(委任)

第5条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、委員会が定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(適用区分)

2 この条例の規定は、この条例の施行の日以後その期日を告示される恵那市議会議員及び恵那市長の選挙について適用する。

議第 3号

恵那市行政組織条例の一部改正について

恵那市行政組織条例の一部を改正する条例を次のとおり定める。

令和2年2月26日提出

恵那市長 小坂 喬峰

(提案理由)

交通施策を総合的に推進する組織体制を整備することに伴い、まちづくり企画部及び商工観光部の分掌事務を改めるため、この条例を定める。

恵那市行政組織条例の一部を改正する条例

恵那市行政組織条例（平成 16 年恵那市条例第 9 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 2 号中 「地域振興に関すること。」 を 「地域振興に関すること。
交通施策に関すること。」
に改め、同条第 5 号中 「自然公園に関すること。
交通施策に関すること。」 を 「自然公園に関する
こと。」 に改める。

附 則

この条例は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

議第 4号

恵那市職員定数条例の一部改正について

恵那市職員定数条例の一部を改正する条例を次のとおり定める。

令和2年2月26日提出

恵那市長 小坂 喬峰

(提案理由)

第3次恵那市定員適正化計画の推進に伴い、職員の定数を改める必要が生じたため、この条例を定める。

恵那市職員定数条例の一部を改正する条例

恵那市職員定数条例（平成16年恵那市条例第20号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項の表中	「	「	を	「	に、
		病院及び介護老人 保健施設の職員		病院及び診療所の 職員	
	」	」		」	」
「	「	「	「	「	「
412人	を	350人	に、	125人	を
106人		84人			132人
」		」		」	」
「	「	「	「	「	「
6人	を	18人	に改め、同条第2項中第1号を削り、第2号		
740人		675人			
」		」			

を第1号とし、第3号を第2号とし、第4号を第3号とする。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

議第 5号

恵那市役所振興事務所等設置条例の一部改正について

恵那市役所振興事務所等設置条例の一部を改正する条例を次のとおり定める。

令和2年2月26日提出

恵那市長 小坂 喬峰

(提案理由)

新たに出張所を設置するため、この条例を定める。

恵那市役所振興事務所等設置条例の一部を改正する条例

恵那市役所振興事務所等設置条例（平成 16 年恵那市条例第 10 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「振興事務所等」を「支所及び出張所（以下「振興事務所等」という。）」に改める。

第 2 条中「別表」を「別表第 1 及び別表第 2」に改める。

別表を次のように改める。

別表第1（第2条関係）

支所

名称	位置	所管区域
東野振興事務所	恵那市東野1342番地1	東野一円
三郷振興事務所	恵那市三郷町佐々良木1839番地4	三郷町一円
武並振興事務所	恵那市武並町竹折1059番地36	武並町一円
笠置振興事務所	恵那市笠置町姫栗10番地2	笠置町一円及び長島町久須見地域の一部
中野方振興事務所	恵那市中野方町1802番地1	中野方町一円
飯地振興事務所	恵那市飯地町68番地1	飯地町一円
岩村振興事務所	恵那市岩村町545番地1	岩村町一円
山岡振興事務所	恵那市山岡町上手向1228番地1	山岡町一円
明智振興事務所	恵那市明智町843番地1	明智町一円
串原振興事務所	恵那市串原3146番地3	串原一円
上矢作振興事務所	恵那市上矢作町漆原44番地2	上矢作町一円

別表第 1 の次に次の 1 表を加える。

別表第2（第2条関係）

出張所

名称	位置	所管区域
恵那中央出張所	恵那市大井町 180 番地 1	市内全域

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。ただし、第1条の改正規定（出張所に係る部分に限る。）、第2条の改正規定（別表第2に係る部分に限る。）及び別表第1に1表を加える改正規定は、公布の日から起算して3月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

議第 6 号

恵那市手数料条例の一部改正について

恵那市手数料条例の一部を改正する条例を次のとおり定める。

令和2年2月26日提出

恵那市長 小坂 喬峰

(提案理由)

住民基本台帳法の一部改正に伴い、住民票の除票の写し等の交付手数料を定めるため、この条例を定める。

恵那市手数料条例の一部を改正する条例

恵那市手数料条例（平成 16 年恵那市条例第 54 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 中

住民票及び戸籍の付票の写しの交付手数料	1 通につき	300円
---------------------	--------	------

を

に改める。

住民票の写しの交付手数料	1 通につき	300円
住民票の除票の写しの交付手数料	1 通につき	300円
戸籍の附票の写しの交付手数料	1 通につき	300円
戸籍の附票の除票の写しの交付手数料	1 通につき	300円

附 則

この条例は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

議第 7号

恵那市印鑑条例の一部改正について

恵那市印鑑条例の一部を改正する条例を次のとおり定める。

令和2年2月26日提出

恵那市長 小坂 喬峰

(提案理由)

印鑑登録証明事務処理要領の一部改正に伴い、印鑑の登録資格を変更するなど
所要の改正をするため、この条例を定める。

恵那市印鑑条例の一部を改正する条例

恵那市印鑑条例(平成16年恵那市条例第56号)の一部を次のように改正する。

第2条第2項第2号を次のように改める。

(2) 意思能力を有しないもの(前号に掲げる者を除く。)

第5条第2項中「記録されている」を「記載(法第6条第3項の規定により磁気ディスク(これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む。以下同じ。))をもって調製する住民票にあっては、記録。以下同じ。)がされている」に改める。

第6条第1項第3号中「(法第6条第3項の規定により磁気ディスク(これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む。以下同じ。))をもって調製する住民票にあっては、記録。以下同じ。)」を削り、同項第7号中「記録されている」を「記載がされている」に改める。

第11条第1項第4号中「記録がされている」を「記載がされている」に改める。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

議第 8号

恵那市国民健康保険条例の一部改正について

恵那市国民健康保険条例の一部を改正する条例を次のとおり定める。

令和2年2月26日提出

恵那市長 小坂 喬峰

(提案理由)

国民健康保険法施行令の一部改正に伴い、基礎賦課限度額を引き上げるなど所要の改正をするため、この条例を定める。

恵那市国民健康保険条例の一部を改正する条例

恵那市国民健康保険条例（平成 16 年恵那市条例第 98 号）の一部を次のように改正する。

第 14 条の 6 中「61 万円」を「63 万円」に改める。

第 14 条の 12 中「16 万円」を「17 万円」に改める。

第 18 条第 1 項中「61 万円」を「63 万円」に改め、同項第 2 号中「28 万円」を「285,000 円」に改め、同項第 3 号中「51 万円」を「52 万円」に改め、同条第 4 項中「61 万円」を「63 万円」に改め、同条第 5 項中「61 万円」を「63 万円」に、「16 万円」を「17 万円」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の恵那市国民健康保険条例第 14 条及び第 18 条の規定は、令和 2 年度以後の年度分の保険料について適用し、令和元年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

議第 9号

恵那市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について

恵那市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のとおり定める。

令和2年2月26日提出

恵那市長 小坂 喬峰

(提案理由)

放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、放課後児童指導員の研修に関する経過措置期間を延長するため、この条例を定める。

恵那市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める
条例の一部を改正する条例

恵那市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成 26 年恵那市条例第 36 号）の一部を次のように改正する。

附則第 3 条第 1 項中「平成 32 年 3 月 31 日」を「令和 5 年 3 月 31 日」に改める。

附 則

この条例は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

議第10号

恵那市介護保険条例の一部改正について

恵那市介護保険条例の一部を改正する条例を次のとおり定める。

令和2年2月26日提出

恵那市長 小坂 喬峰

(提案理由)

介護保険料の保険料率に関する所要の改正をするため、この条例を定める。

恵那市介護保険条例の一部を改正する条例

恵那市介護保険条例（平成 16 年恵那市条例第 103 号）の一部を次のように改正する。

第 7 条第 6 項中「平成 31 年度から平成 32 年度までの各年度における」を「令和 2 年度の」に、「26, 200 円」を「20, 900 円」に改め、同条第 7 項中「平成 31 年度から平成 32 年度までの各年度における」を「令和 2 年度の」に、「40, 100 円」を「34, 900 円」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から起算して 3 月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の恵那市介護保険条例第 7 条の規定は、令和 2 年度分の保険料から適用し、令和元年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

議第 1 1 号

恵那市企業等立地促進条例の一部改正について

恵那市企業等立地促進条例の一部を改正する条例を次のとおり定める。

令和 2 年 2 月 2 6 日提出

恵那市長 小坂 喬峰

(提案理由)

奨励措置を受けるための要件に農業を加えるなど所要の改正をするため、この条例を定める。

恵那市企業等立地促進条例の一部を改正する条例

恵那市企業等立地促進条例（平成 18 年恵那市条例第 39 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 号中「工業立地」を「企業等の立地」に改め、同条中第 7 号を第 8 号とし、第 4 号から第 6 号までを 1 号ずつ繰り下げ、第 3 号に次のただし書を加える。

ただし、農業においては恵那市の認定農業者及び人・農地プランに位置付けられた法人又は個人並びに農業協同組合に限る。

第 2 条中第 3 号を第 4 号とし、第 2 号の次に次の 1 号を加える。

(3) 農業系地域 農業振興地域の整備に関する法律（昭和 44 年法律第 58 号）第 8 条第 2 項第 1 号及び第 10 条第 3 項に規定する農用地区域をいう。

第 3 条中「適地認定地区等に立地し、又は再投資する企業等」を「企業等」に改め、同条第 5 号中「統計法（平成 19 年法律第 53 号）第 2 条第 9 項に規定する統計基準として定める日本標準産業分類に定める製造業若しくは情報通信業若しくは運輸業に属するもの又はサービス業（他に分類されないもの）のうち学術・開発研究機関に属するもののほかその他の事業サービス業に属するもので市長が認めるものであること」を「次のいずれかに属するものとして、規則で定めるものであること」に改め、同号に次のように加える。

ア 製造業

イ 情報通信業

ウ 運輸業・郵便業

エ 学術研究及び専門・技術サービス業で市長が認めるもの

オ 農業

第 3 条第 6 号中「うけて」を「受けて」に改め、同号を同条第 7 号とし、同条第 5 号の次に次の 1 号を加える。

(6) 前号の事業内容を行う地域又は地区は、次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定めるものとする。

ア 工業系地域 製造業、情報通信業、運輸業・郵便業、学術研究及び専門・技術サービス業で市長が認めるもの

イ 農業系地域 農業

ウ 適地認定地区 製造業、情報通信業、運輸業・郵便業、学術研究及び専

門・技術サービス業で市長が認めるもの

第4条第2項中「5箇年度分」を「5か年度分」に改める。

第6条第3号中「第4条第1号」を「第4条第2項」に、「6箇月」を「6か月」に改め、同条第5号中「第4条第1号」を「第4条第2項」に改める。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

議第 1 2 号

恵那市営住宅条例の一部改正について

恵那市営住宅条例の一部を改正する条例を次のとおり定める。

令和 2 年 2 月 2 6 日提出

恵那市長 小坂 喬峰

(提案理由)

公営住宅法に準じた見直し及び民法の一部改正に伴い、不正行為によって入居した者に対する請求額の算定に利用する利率を変更するなど所要の改正をするため、この条例を定める。

恵那市営住宅条例の一部を改正する条例

恵那市営住宅条例（平成 16 年恵那市条例第 185 号）の一部を次のように改正する。

第 5 条第 7 号を同条第 8 号とし、同条第 6 号中「又は既存入居者若しくは同居者」を「、既存入居者又は同居者」に、「受ける者となったことにより、市長が」を「受ける者となったことその他既存入居者又は同居者の世帯構成及び心身の状況からみて市長が」に改め、同号を同条第 7 号とし、同条中第 5 号を第 6 号とし、第 4 号を第 5 号とし、第 3 号を第 4 号とし、第 2 号の次に次の 1 号を加える。

（3） 市営住宅の借上げに係る契約の終了

第 6 条第 3 項中「又は福島復興再生特別措置法（平成 24 年法律第 25 号）第 21 条」を削る。

第 14 条に次の 1 項を加える。

- 4 法第 16 条第 4 項に規定する入居者に該当する者が第 1 項に規定する収入の申告をすること及び第 36 条第 1 項の規定による報告の請求に応じることが困難な事情にあると認めるときは、第 1 項の規定にかかわらず、当該入居者の市営住宅の毎月の家賃を、毎年度、令第 2 条で定めるところにより、第 36 条第 1 項の規定による書類の閲覧の請求その他の公営住宅法施行規則第 9 条で定める方法により把握した当該入居者の収入及び当該市営住宅の立地条件、規模、建設時からの経過年数その他の事情に応じ、かつ、近傍同種の家賃以下で定めることができる。

第 15 条第 3 項中「収入の申告に基づき、収入の額」を「収入の申告又は第 36 条第 1 項の規定による書類の閲覧の請求その他の公営住宅法施行規則第 9 条で定める方法により把握した入居者の収入に基づき、収入の額」に改める。

第 31 条第 1 項中「第 14 条第 1 項」を「第 14 条第 1 項及び第 4 項」に改める。

第 33 条第 1 項中「第 14 条第 1 項及び」を「第 14 条第 1 項及び第 4 項並びに」に改める。

第 36 条第 1 項、第 39 条及び第 40 条中「第 14 条第 1 項」を「第 14 条第 1 項若しくは第 4 項」に改める。

第 42 条第 3 項中「年 5 分の割合」を「法定利率」に改める。

附 則

この条例は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

議第13号

恵那市一般住宅条例の一部改正について

恵那市一般住宅条例の一部を改正する条例を次のとおり定める。

令和2年2月26日提出

恵那市長 小坂 喬峰

(提案理由)

民法の一部改正に伴い、不正行為によって入居した者に対する請求額の算定に利用する利率を変更するため、この条例を定める。

恵那市一般住宅条例の一部を改正する条例

恵那市一般住宅条例（平成 16 年恵那市条例第 188 号）の一部を次のように改正する。

第 25 条第 3 項中「家賃の額と差額に年 5 パーセント」を「家賃の額との差額に法定利率」に改める。

附 則

この条例は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

議第14号

恵那市消防関係手数料徴収条例の一部改正について

恵那市消防関係手数料徴収条例の一部を改正する条例を次のとおり定める。

令和2年2月26日提出

恵那市長 小坂 喬峰

(提案理由)

地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部改正に伴い、手数料の納付区分に圧縮水素自動車燃料装置用容器を加えるため、この条例を定める。

恵那市消防関係手数料徴収条例の一部を改正する条例

恵那市消防関係手数料徴収条例（平成 16 年恵那市条例第 203 号）の一部を次のように改正する。

別表中「又は圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器」を「、圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器又は圧縮水素自動車燃料装置用容器」に改める。

附 則

この条例は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

議第15号

恵那市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する
基準を定める条例の一部改正について

恵那市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定め
る条例の一部を改正する条例を次のとおり定める。

令和2年2月26日提出

恵那市長 小坂 喬峰

(提案理由)

特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準の一部改正に
伴い、食事の提供に要する費用の取扱いを改めるなど所要の改正をするため、こ
の条例を定める。

恵那市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する
基準を定める条例の一部を改正する条例

恵那市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成 26 年恵那市条例第 38 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 9 号中「支給認定」を「教育・保育給付認定」に改め、同条第 10 号中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改め、同条第 11 号中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に改め、同条中第 22 号を第 27 号とし、第 17 号から第 21 号までを 5 号ずつ繰り下げ、同条第 16 号中「法第 28 条第 4 項の規定」を「法第 28 条第 4 項」に、「法第 30 条第 4 項の規定」を「法第 30 条第 4 項」に、「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改め、同条第 21 号とし、同条中第 15 号を第 20 号とし、第 14 号を第 19 号とし、同条第 13 号中「支給認定の有効期間」を「教育・保育給付認定の有効期間」に改め、同条第 18 号とし、同条中第 12 号を第 17 号とし、第 11 号の次に次の 5 号を加える。

- (12) 満 3 歳以上教育・保育給付認定子ども 子ども・子育て支援法施行令（平成 26 年政令第 213 号。以下「令」という。）第 4 条第 1 項に規定する満 3 歳以上教育・保育給付認定子どもをいう。
- (13) 特定満 3 歳以上保育認定子ども 令第 4 条第 1 項第 2 号に規定する特定満 3 歳以上保育認定子どもをいう。
- (14) 満 3 歳未満保育認定子ども 令第 4 条第 2 項に規定する満 3 歳未満保育認定子どもをいう。
- (15) 市町村民税所得割合算額 令第 4 条第 2 項第 2 号に規定する市町村民税所得割合算額をいう。
- (16) 負担額算定基準子ども 令第 13 条第 2 項に規定する負担額算定基準子どもをいう。

第 3 条第 1 項中「適切な内容」を「適切であり、かつ、子どもの保護者の経済的負担の軽減について適切に配慮された内容」に改める。

第 5 条第 1 項中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に、「利用者負担」を「第 13 条の規定により支払を受ける費用に関する事項」に改める。

第 6 条の見出し中「利用申込みに対する正当な理由」を「正当な理由」に改め、同条第 1 項中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改め、同条

第2項及び第3項中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に改め、同条第4項中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改め、同条第5項中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に改める。

第7条第2項中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に改める。

第8条を次のように改める。

(受給資格等の確認)

第8条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育の提供を求められた場合は、必要に応じて、教育・保育給付認定保護者の提示する支給認定証（教育・保育給付認定保護者が支給認定証の交付を受けていない場合にあっては、子ども・子育て支援法施行規則（平成26年内閣府令第44号）第7条第2項の規定による通知）によって、教育・保育給付認定の有無、教育・保育給付認定子どもの該当する法第19条第1項各号に掲げる小学校就学前子どもの区分、教育・保育給付認定の有効期間及び保育必要量等を確認するものとする。

第9条の見出し及び同条第1項中「支給認定」を「教育・保育給付認定」に改め、同条第2項中「支給認定の変更」を「教育・保育給付認定の変更」に、「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に、「支給認定の有効期間」を「教育・保育給付認定の有効期間」に改める。

第10条及び第11条中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に改める。

第13条第1項及び第2項を次のように改める。

特定教育・保育施設は、特定教育・保育を提供した際は、教育・保育給付認定保護者（満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者に限る。）から当該特定教育・保育に係る利用者負担額（満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者についての法第27条第3項第2号に掲げる額をいう。）の支払を受けるものとする。

2 特定教育・保育施設は、法定代理受領を受けないときは、教育・保育給付認定保護者から、当該特定教育・保育に係る特定教育・保育費用基準額（法第27条第3項第1号に掲げる額をいう。次項において同じ。）の支払を受けるものとする。

第13条第3項中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改め、同条第4項中「次の各号に」を「次に」に改め、同項各号列記以外の部分中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改め、同項第3号を次のよう

に改める。

(3) 食事の提供(次に掲げるものを除く。)に要する費用

ア 次の(ア)又は(イ)に掲げる満3歳以上教育・保育給付認定子どものうち、その教育・保育給付認定保護者及び当該教育・保育給付認定保護者と同一の世帯に属する者に係る市町村民税所得割合算額がそれぞれ(ア)又は(イ)に定める金額未満であるものに対する副食の提供

(ア) 法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども 77,101円

(イ) 法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども(特定満3歳以上保育認定子どもを除く。イ(イ)において同じ。) 57,700円(令第4条第2項第6号に規定する特定教育・保育給付認定保護者にあつては、77,101円)

イ 次の(ア)又は(イ)に掲げる満3歳以上教育・保育給付認定子どものうち、負担額算定基準子ども又は小学校第3学年修了前子ども(小学校、義務教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部の第1学年から第3学年までに在籍する子どもをいう。以下イにおいて同じ。)が同一の世帯に3人以上いる場合にそれぞれ(ア)又は(イ)に定める者に該当するものに対する副食の提供(アに該当するものを除く。)

(ア) 法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども 負担額算定基準子ども又は小学校第3学年修了前子ども(そのうち最年長者及び2番目の年長者である者を除く。)である者

(イ) 法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども 負担額算定基準子ども(そのうち最年長者及び2番目の年長者である者を除く。)である者

ウ 満3歳未満保育認定子どもに対する食事の提供

第13条第4項第5号中「支給認定保護者に」を「教育・保育給付認定保護者に」に改め、同条第5項及び第6項中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改める。

第14条第1項中「法第28条第1項に規定する特例施設型給付費を含む。以下この項において同じ」を「法第27条第1項の施設型給付費をいう。以下同じ」に、「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改め、同条第2項中「支

給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改める。

第 16 条第 2 項中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改める。

第 17 条中「支給認定子どもの」を「教育・保育給付認定子どもの」に、「支給認定子ども又はその保護者」を「当該教育・保育給付認定子ども又は当該教育・保育給付認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者」に改める。

第 18 条中「支給認定子どもに」を「教育・保育給付認定子どもに」に、「支給認定子どもの保護者」を「教育・保育給付認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者」に改める。

第 19 条の見出し中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改め、同条中「支給認定子どもの保護者」を「教育・保育給付認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者」に改める。

第 20 条中「次の各号に」を「次に」に改め、同条第 5 号中「支給認定保護者から受領する利用者負担その他の費用」を「第 13 条の規定により教育・保育給付認定保護者から支払を受ける費用」に改める。

第 21 条第 1 項及び第 2 項ただし書、第 24 条（見出しを含む。）、第 25 条並びに第 26 条中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に改める。

第 27 条第 1 項及び第 2 項中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に改め、同条第 3 項中「支給認定子どもに」を「教育・保育給付認定子どもに」に、「支給認定子どもの保護者」を「教育・保育給付認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者」に改める。

第 28 条第 1 項中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改める。

第 30 条第 1 項中「支給認定子ども又は支給認定保護者その他の当該支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども又は教育・保育給付認定保護者その他の当該教育・保育給付認定子ども」に、「支給認定子ども等」を「教育・保育給付認定子ども等」に改め、同条第 3 項及び第 4 項中「支給認定子ども等」を「教育・保育給付認定子ども等」に改める。

第 32 条第 2 項及び第 4 項中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に改める。

第 34 条第 2 項中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に、「次の各号に」を「次に」に改め、同項第 2 号中「に規定する提供した特定教育・保育に係る必要な事項」を「の規定による特定教育・保育」に改め、同項第 3 号中「に規定する」を「の規定による」に改める。

第35条第1項中「この条」を「以下この条」に、「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に改め、同条第2項中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に改め、同条第3項中「を含むものとして」を「を、施設型給付費には特例施設型給付費（法第28条第1項の特例施設型給付費をいう。次条第3項において同じ。）を、それぞれ含むものとして」に、「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に、「とする」を「と、第13条第2項中「法第27条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第28条第2項第2号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第4項第3号イ（ア）中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（特別利用保育を受ける者を除く。）」と、同号イ（イ）中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（特別利用保育を受ける者を含む。）」とする」に改める。

第36条第1項中「次項」を「以下この条」に、「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に改め、同条第2項中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に改め、同条第3項中「を含む」を「を、施設型給付費には特例施設型給付費を、それぞれ含む」に、「と、第13条第4項第3号中「除き、同項第2号に掲げる小学校就学前子どもについては主食の提供に係る費用に限る。）」とあるのは「除く。）」とする」を「と、「法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数」とあるのは「法第19条第1項第1号又は第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数」と、第13条第2項中「法第27条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第28条第2項第3号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第4項第3号イ（ア）中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（特別利用教育を受ける者を含む。）」と、同号イ（イ）中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（特別利用教育を受ける者を除く。）」とする」に改める。

第37条第1項中「のうち、家庭的保育事業にあつては、その」を「（事業所内保育事業を除く。）の」に、「の数を1人以上」を「の数は、家庭的保育事業にあつては1人以上」に改め、「A型をいう」の次に「。第42条第3項第1号において同じ」を、「B型をいう」の次に「。第42条第3項第1号において同じ」を加え、「、その利用定員の数を」を削る。

第38条第1項中「利用者負担」を「第43条の規定により支払を受ける費用に

関する事項」に改める。

第 39 条第 1 項中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改め、同条第 2 項中「法第 19 条第 1 項第 3 号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子ども」を「満 3 歳未満保育認定子ども（特定満 3 歳以上保育認定子どもを除く。以下この章において同じ。）」に、「支給認定子どもが」を「満 3 歳未満保育認定子どもが」に改め、同条第 3 項中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改め、同条第 4 項中「支給認定子ども」を「満 3 歳未満保育認定子ども」に改める。

第 40 条第 2 項中「法第 19 条第 1 項第 3 号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子ども」を「満 3 歳未満保育認定子ども」に改める。

第 41 条中「支給認定子ども」を「満 3 歳未満保育認定子ども」に改める。

第 42 条第 1 項中「この項」を「以下この項から第 5 項まで」に改め、同項第 1 号中「支給認定子ども」を「満 3 歳未満保育認定子ども」に改め、同項第 2 号中「いう」の次に「。以下この条において同じ」を加え、同項第 3 号中「支給認定子ども」を「満 3 歳未満保育認定子ども」に、「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改め、同条第 4 項中「支給認定子ども」を「満 3 歳未満保育認定子ども」に改め、同項を同条第 9 項とし、同条第 3 項中「を行う者であって、第 37 条第 2 項の規定により定める利用定員が 20 人以上のもの」を「(第 37 条第 2 項の規定により定める利用定員が 20 人以上のものに限る。次項において「保育所型事業所内保育事業」という。)を行う者」に改め、同項を同条第 7 項とし、同項の次に次の 1 項を加える。

8 保育所型事業所内保育事業を行う者のうち、児童福祉法第 6 条の 3 第 12 項第 2 号に規定する事業を行うものであって、市長が適当と認めるもの（附則第 5 条において「特例保育所型事業所内保育事業者」という。）については、第 1 項本文の規定にかかわらず、連携施設の確保をしないことができる。

第 42 条第 2 項中「前項本文」を「第 1 項本文」に改め、同項を同条第 6 項とし、同条第 1 項の次に次の 4 項を加える。

2 市長は、特定地域型保育事業者による代替保育の提供に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める場合であって、次の各号に掲げる要件の全てを満たすと認めるときは、前項第 2 号の規定を適用しないこととすることができる。

(1) 特定地域型保育事業者と前項第 2 号に掲げる事項に係る連携協力を行う者との間でそれぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化されていること。

(2) 前項第2号に掲げる事項に係る連携協力を行う者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていること。

3 前項の場合において、特定地域型保育事業者は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める者を第1項第2号に掲げる事項に係る連携協力を行う者として適切に確保しなければならない。

(1) 当該特定地域型保育事業者が特定地域型保育事業を行う場所又は事業所(次号において「事業実施場所」という。)以外の場所又は事業所において代替保育が提供される場合 小規模保育事業A型若しくは小規模保育事業B型又は事業所内保育事業を行う者(次号において「小規模保育事業A型事業者等」という。)

(2) 事業実施場所において代替保育が提供される場合 事業の規模等を勘案して小規模保育事業A型事業者等と同等の能力を有すると市が認める者

4 市長は、特定地域型保育事業者による第1項第3号に掲げる事項に係る連携施設の確保が著しく困難であると認めるときは、同号の規定を適用しないこととすることができる。

5 前項の場合において、特定地域型保育事業者は、児童福祉法第59条第1項に規定する施設のうち、次に掲げるもの(入所定員が20人以上のものに限る。)であって、市長が適当と認めるものを第1項第3号に掲げる事項に係る連携協力を行う者として適切に確保しなければならない。

(1) 法第59条の2第1項の規定による助成を受けている者の設置する施設(児童福祉法第6条の3第12項に規定する業務を目的とするものに限る。)

(2) 児童福祉法第6条の3第12項に規定する業務又は同法第39条第1項に規定する業務を目的とする施設であって、同法第6条の3第9項第1号に規定する保育を必要とする乳児・幼児の保育を行うことに要する費用に係る地方公共団体の補助を受けているもの

第43条第1項及び第2項を次のように改める。

特定地域型保育事業者は、特定地域型保育を提供した際は、教育・保育給付認定保護者から当該特定地域型保育に係る利用者負担額(法第29条第3項第2号に掲げる額をいう。)の支払を受けるものとする。

2 特定地域型保育事業者は、法定代理受領を受けないときは、教育・保育給付認定保護者から、当該特定地域型保育に係る特定地域型保育費用基準額(法第29条第3項第1号に掲げる額をいう。次項において同じ。)の支払を受けるも

のとする。

第 43 条第 3 項中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改め、同条第 4 項中「次の各号に」を「次に」に、「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改め、同条第 5 項及び第 6 項中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改める。

第 46 条第 5 号中「支給認定保護者から受領する利用者負担その他の費用」を「第 43 条の規定により教育・保育給付認定保護者から支払を受ける費用」に改める。

第 47 条第 1 項及び第 2 項ただし書中「支給認定子ども」を「満 3 歳未満保育認定子ども」に改める。

第 49 条第 2 項中「支給認定子ども」を「満 3 歳未満保育認定子ども」に、「次の各号に」を「次に」に改め、同項第 2 号中「に規定する提供した特定地域型保育に係る必要な事項」を「の規定による特定地域型保育」に改め、同項第 3 号中「に規定する」を「の規定による」に改める。

第 50 条を次のように改める。

(準用)

第 50 条 第 8 条から第 14 条まで（第 10 条及び第 13 条を除く。）、第 17 条から第 19 条まで及び第 23 条から第 33 条までの規定は、特定地域型保育事業者、特定地域型保育事業所及び特定地域型保育について準用する。この場合において、第 11 条中「教育・保育給付認定子どもについて」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（満 3 歳未満保育認定子どもに限り、特定満 3 歳以上保育認定子どもを除く。以下この節において同じ。）について」と、第 12 条の見出し中「教育・保育」とあるのは「地域型保育」と、第 14 条の見出し中「施設型給付費」とあるのは「地域型保育給付費」と、同条第 1 項中「施設型給付費（法第 27 条第 1 項の施設型給付費をいう。以下）」とあるのは「地域型保育給付費（法第 29 条第 1 項の地域型保育給付費をいう。以下この項及び第 19 条において）」と、「施設型給付費の」とあるのは「地域型保育給付費の」と、同条第 2 項中「特定教育・保育提供証明書」とあるのは「特定地域型保育提供証明書」と、第 19 条中「施設型給付費」とあるのは「地域型保育給付費」と読み替えるものとする。

第 51 条第 1 項中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に改め、同条第 2 項中「支給認定子どもの数」を「教育・保育給付認定子どもの数」に、

「法第 19 条第 1 項第 3 号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子ども」を「満 3 歳未満保育認定子ども」に、「あつては当該」を「あつては、当該」に、「支給認定子どもを含む」を「教育・保育給付認定子どもを含む」に改め、同条第 3 項を次のように改める。

3 特定地域型保育事業者が、第 1 項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合には、特定地域型保育には特別利用地域型保育を、地域型保育給付費には特例地域型保育給付費（法第 30 条第 1 項の特例地域型保育給付費をいう。次条第 3 項において同じ。）を、それぞれ含むものとして、この章（第 40 条第 2 項を除き、前条において準用する第 8 条から第 14 条まで（第 10 条及び第 13 条を除く。）、第 17 条から第 19 条まで及び第 23 条から第 33 条までを含む。次条第 3 項において同じ。）の規定を適用する。この場合において、第 39 条第 2 項中「利用の申込みに係る法第 19 条第 1 項第 3 号に掲げる小学校就学前子どもの数」とあるのは「利用の申込みに係る法第 19 条第 1 項第 1 号に掲げる小学校就学前子どもの数」と、「満 3 歳未満保育認定子ども（特定満 3 歳以上保育認定子どもを除く。以下この節において同じ。）」とあるのは「法第 19 条第 1 項第 1 号又は第 3 号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども（第 52 条第 1 項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合にあつては、当該特定利用地域型保育の対象となる法第 19 条第 1 項第 2 号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもを含む。）」と、「法第 20 条第 4 項の規定による認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる満 3 歳未満保育認定子どもが優先的に利用できるよう、」とあるのは「抽選、申込みを受けた順序により決定する方法、当該特定地域型保育事業者の保育に関する理念、基本方針等に基づく選考その他公正な方法により」と、第 43 条第 1 項中「教育・保育給付認定保護者」とあるのは「教育・保育給付認定保護者（特別利用地域型保育の対象となる法第 19 条第 1 項第 1 号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者を除く。）」と、同条第 2 項中「法第 29 条第 3 項第 1 号に掲げる額」とあるのは「法第 30 条第 2 項第 2 号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第 3 項中「前 2 項」とあるのは「前項」と、同条第 4 項中「前 3 項」とあるのは「前 2 項」と、「掲げる費用」とあるのは「掲げる費用及び食事の提供（第 13 条第 4 項第 3 号ア又はイに掲げるものを除く。）に要する費用」と、同条第 5 項中「前 4 項」と

あるのは「前3項」とする。

第52条第1項中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に改め、同条第2項中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に、「あつては当該」を「あつては、当該」に改め、同条第3項を次のように改める。

3 特定地域型保育事業者が、第1項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合には、特定地域型保育には特定利用地域型保育を、地域型保育給付費には特例地域型保育給付費を、それぞれ含むものとして、この章の規定を適用する。この場合において、第43条第1項中「教育・保育給付認定保護者」とあるのは「教育・保育給付認定保護者（特定利用地域型保育の対象となる法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども（特定満3歳以上保育認定子どもに限る。）に係る教育・保育給付認定保護者に限る。）」と、同条第2項中「法第29条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第30条第2項第3号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第4項中「掲げる費用」とあるのは「掲げる費用及び食事の提供（特定利用地域型保育の対象となる特定満3歳以上保育認定子どもに対するもの及び満3歳以上保育認定子ども（令第4条第1項第2号に規定する満3歳以上保育認定子どもをいう。）に係る第13条第4項第3号ア又はイに掲げるものを除く。）に要する費用」とする。

附則第2条第1項中「（第27条第3項第2号に掲げる額（当該特定教育・保育施設が」とあるのは「（当該特定教育・保育施設が」と、「定める額とする。）をいう。）」とあるのは「定める額をいう。）」を「教育・保育給付認定保護者（満3歳未満保育認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定保護者（満3歳未満保育認定子ども（特定保育所（法附則第6条第1項に規定する特定保育所をいう。次項において同じ。）から特定教育・保育（保育に限る。第19条において同じ。）を受ける者を除く。以下この項において同じ。）」に、「（法第27条第3項第1号に規定する額」とあるのは「（法附則第6条第3項の規定により読み替えられた法第28条第2項第1号に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」を「当該特定教育・保育」とあるのは「当該特定教育・保育（特定保育所における特定教育・保育（保育に限る。）を除く。）」に改める。

附則第3条を次のように改める。

第3条 削除

附則第5条中「特定地域型保育事業者」を「特定地域型保育事業者（特例保育

所型事業所内保育事業者を除く。)」に、「5年」を「10年」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議第16号

恵那市市民農園条例の廃止について

恵那市市民農園条例を廃止する条例を次のとおり定める。

令和2年2月26日提出

恵那市長 小坂 喬峰

(提案理由)

アグリパーク恵那市民農園を廃止するため、この条例を定める。

恵那市市民農園条例を廃止する条例

恵那市市民農園条例（平成 16 年恵那市条例第 135 号）は、廃止する。

附 則

この条例は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

議第17号

字の区域の変更について

次のとおり字の区域を変更することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定により、議会の議決を求める。

令和2年2月26日提出

恵那市長 小坂 喬峰

（提案理由）

県営土地改良事業恵那北部地区の施行に伴い、字の区域を変更する必要性が生じたため、議会の議決を求める。

変更の大略

新たに画する字	新たに画する字の区域に含まれる従前の字
恵那市中野方町字外山	恵那市中野方町字竜部坂の一部
恵那市中野方町字竜部坂	恵那市中野方町字向山の一部
	恵那市中野方町字外山の一部

変更調書

	字	地 番		
中野方町	字竜部坂	2551 の 35 の一 部	2551 の 39	
以上の土地を中野方町字外山に変更する。				
中野方町	字向山	2557 の 80		
中野方町	字外山	4451 の 20 の一 部	4451 の 22 の一 部	4451 の 23
以上の土地を中野方町字竜部坂に変更する。				

議第18号

指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、次の施設の指定管理者を指定するため、同条第6項の規定により、議会の議決を求める。

令和2年2月26日提出

恵那市長 小坂 喬峰

- 1 施設の名称 恵那市恵那峡公園

- 2 指定管理者となる団体の名称等
住所 恵那市大井町286番地の25
団体名 一般社団法人 恵那市観光協会
代表者名 代表理事 阿部 伸一郎

- 3 指定の期間 令和2年4月1日から令和7年3月31日まで

議第19号

指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、次の施設の指定管理者を指定するため、同条第6項の規定により、議会の議決を求める。

令和2年2月26日提出

恵那市長 小坂 喬峰

- 1 施設の名称 城ヶ丘こども園

- 2 指定管理者となる団体の名称等
住所 愛知県名古屋市守山区白山一丁目807番地
団体名 学校法人 荻須学園
代表者名 理事長 齊藤 公彦

- 3 指定の期間 令和2年4月1日から令和7年3月31日まで

議第20号

指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、次の施設の指定管理者を指定するため、同条第6項の規定により、議会の議決を求める。

令和2年2月26日提出

恵那市長 小坂 喬峰

- 1 施設の名称 岩村こども園

- 2 指定管理者となる団体の名称等
住所 中津川市駒場字後洞1195番地の7
団体名 学校法人 恵峰学園
代表者名 理事長 丸山 充信

- 3 指定の期間 令和2年4月1日から令和7年3月31日まで

議第21号

財産の無償譲渡について

次のとおり財産を無償譲渡することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第6号の規定により、議会の議決を求める。

令和2年2月26日提出

恵那市長 小坂 喬峰

1 譲渡する財産

土地

所在地番	地目	面積 (㎡)
恵那市長島町正家272番87	宅地	232.00

建物

所在	構造	床面積 (㎡)
恵那市長島町正家272番地87	木造平家建	49.27

2 譲渡する相手方 恵那市長島町正家272番地87

永平団地自治会

代表者 田立 昌義

3 譲渡する理由 建物を集会所として継続的に管理してきた認可地縁団体に土地及び建物を譲渡するため、議会の議決を求める。

議第 2 2 号

多治見市と恵那市との間の証明書の交付等に係る事務委託に関する
規約の変更について

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 5 2 条の 1 4 第 2 項の規定により、
多治見市と恵那市との間の証明書の交付等に係る事務委託に関する規約の一部
を次のとおり変更することについて、同条第 3 項の規定により、議会の議決を求
める。

令和 2 年 2 月 2 6 日提出

恵那市長 小坂 喬峰

（提案理由）

住民基本台帳法の一部改正により、住民票の除票の写し及び戸籍の附票の除票
の写しの交付が法令化されたことに伴い、この規約の一部を改正するため、議会
の議決を求める。

多治見市と恵那市との間の証明書の交付等に係る事務委託に関する
規約の一部を改正する規約

多治見市と恵那市との間の証明書の交付等に係る事務委託に関する規約（平成26年恵那市告示第29号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号ア中「住民票の写し」の次に「及び同法第15条の4第1項に規定する除票の写し」を加え、同条第2号ア中「調製されたもの」の次に「及び同法第21条の3第1項に規定する戸籍の附票の除票の写しのうち、同法第21条第2項の規定により調製されたもの」を加える。

附 則

この規約は、令和2年4月1日から施行する。

議第23号

中津川市と恵那市との間の証明書の交付等に係る事務委託に関する
規約の変更について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の14第2項の規定により、
中津川市と恵那市との間の証明書の交付等に係る事務委託に関する規約の一部
を次のとおり変更することについて、同条第3項の規定により、議会の議決を求
める。

令和2年2月26日提出

恵那市長 小坂 喬峰

（提案理由）

住民基本台帳法の一部改正により、住民票の除票の写し及び戸籍の附票の除票
の写しの交付が法令化されたことに伴い、この規約の一部を改正するため、議会
の議決を求める。

中津川市と恵那市との間の証明書の交付等に係る事務委託に関する
規約の一部を改正する規約

中津川市と恵那市との間の証明書の交付等に係る事務委託に関する規約（平成26年恵那市告示第30号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号ア中「住民票の写し」の次に「及び同法第15条の4第1項に規定する除票の写し」を加え、同条第2号ア中「調製されたもの」の次に「及び同法第21条の3第1項に規定する戸籍の附票の除票の写しのうち、同法第21条第2項の規定により調製されたもの」を加える。

附 則

この規約は、令和2年4月1日から施行する。

議第24号

瑞浪市と恵那市との間の証明書の交付等に係る事務委託に関する規約の変更について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の14第2項の規定により、瑞浪市と恵那市との間の証明書の交付等に係る事務委託に関する規約の一部を次のとおり変更することについて、同条第3項の規定により、議会の議決を求める。

令和2年2月26日提出

恵那市長 小坂 喬峰

（提案理由）

住民基本台帳法の一部改正により、住民票の除票の写し及び戸籍の附票の除票の写しの交付が法令化されたことに伴い、この規約の一部を改正するため、議会の議決を求める。

瑞浪市と恵那市との間の証明書の交付等に係る事務委託に関する規
約の一部を改正する規約

瑞浪市と恵那市との間の証明書の交付等に係る事務委託に関する規約（平成 26 年恵那市告示第 31 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 号ア中「住民票の写し」の次に「及び同法第 15 条の 4 第 1 項に規定する除票の写し」を加え、同条第 2 号ア中「調製されたもの」の次に「及び同法第 21 条の 3 第 1 項に規定する戸籍の附票の除票の写しのうち、同法第 21 条第 2 項の規定により調製されたもの」を加える。

附 則

この規約は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

議第25号

恵那市と土岐市との間の証明書の交付等に係る事務委託に関する規約の変更について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の14第2項の規定により、恵那市と土岐市との間の証明書の交付等に係る事務委託に関する規約の一部を次のとおり変更することについて、同条第3項の規定により、議会の議決を求める。

令和2年2月26日提出

恵那市長 小坂 喬峰

（提案理由）

住民基本台帳法の一部改正により、住民票の除票の写し及び戸籍の附票の除票の写しの交付が法令化されたことに伴い、この規約の一部を改正するため、議会の議決を求める。

恵那市と土岐市との間の証明書の交付等に係る事務委託に関する規
約の一部を改正する規約

恵那市と土岐市との間の証明書の交付等に係る事務委託に関する規約（平成 26 年恵那市告示第 32 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 号ア中「住民票の写し」の次に「及び同法第 15 条の 4 第 1 項に規定する除票の写し」を加え、同条第 2 号ア中「調製されたもの」の次に「及び同法第 21 条の 3 第 1 項に規定する戸籍の附票の除票の写しのうち、同法第 21 条第 2 項の規定により調製されたもの」を加える。

附 則

この規約は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

議第26号

土岐川防災ダム一部事務組合同規約の変更について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項の規定により、土岐川防災ダム一部事務組合の規約の一部を次のとおり変更することについて、同法第290条の規定により議会の議決を求める。

令和2年2月26日提出

恵那市長 小坂 喬峰

（提案理由）

土岐川防災ダム一部事務組合の監査委員の任期を変更するため、この規約の一部を改正することについて、議会の議決を求める。

土岐川防災ダム一部事務組合格約の一部を改正する規約

土岐川防災ダム一部事務組合格約（昭和 40 年許可岐阜県指令地第 5195 号）の一部を次のように改正する。

第 6 条第 5 項中「2 年とする」を「、当該市の監査委員としての任期による」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、後任者が選任されるまでの間は、その職務を行うことを妨げない。

附 則

（施行期日）

- 1 この規約は、岐阜県知事の許可のあった日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規約による改正後の規定は、この規約の施行の日以後に任命された監査委員について適用し、同日前に任命された監査委員については、なお従前の例による。

議第27号

人権擁護委員の候補者の推薦について

次の者を法務大臣に対し、人権擁護委員の候補者として推薦することについて、人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第6条第3項の規定により、議会の意見を求める。

令和2年2月26日提出

恵那市長 小坂 喬峰

住 所 恵那市串原
氏 名 堀 昭芳
生年月日

（提案理由）

現委員である堀恒夫氏の任期満了に伴い、新たに堀昭芳氏を推薦することについて、議会の意見を求める。

議第28号

人権擁護委員の候補者の推薦について

次の者を法務大臣に対し、人権擁護委員の候補者として推薦することについて、人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第6条第3項の規定により、議会の意見を求める。

令和2年2月26日提出

恵那市長 小坂 喬峰

住 所 恵那市山岡町

氏 名 桜井 正之

生年月日

（提案理由）

現委員である鈴木雅博氏の任期満了に伴い、新たに桜井正之氏を推薦することについて、議会の意見を求める。

議第29号

人権擁護委員の候補者の推薦について

次の者を法務大臣に対し、人権擁護委員の候補者として推薦することについて、人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第6条第3項の規定により、議会の意見を求める。

令和2年2月26日提出

恵那市長 小坂 喬峰

住 所 恵那市中野方町
氏 名 鈴村 八枝子
生年月日

（提案理由）

現委員である鈴村八枝子氏の任期満了に伴い、再び同氏を推薦することについて、議会の意見を求める。

議第30号

人権擁護委員の候補者の推薦について

次の者を法務大臣に対し、人権擁護委員の候補者として推薦することについて、人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第6条第3項の規定により、議会の意見を求める。

令和2年2月26日提出

恵那市長 小坂 喬峰

住 所 恵那市飯地町

氏 名 後藤 次哉

生年月日

（提案理由）

現委員である館林繁伸氏の任期満了に伴い、新たに後藤次哉氏を推薦することについて、議会の意見を求める。

